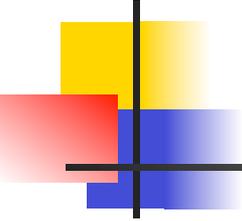


セーフティネットと地方自治体、 生活保護の行政は今

熊本市北区役所 保護課
松永 奈美子



生活保護制度とは？

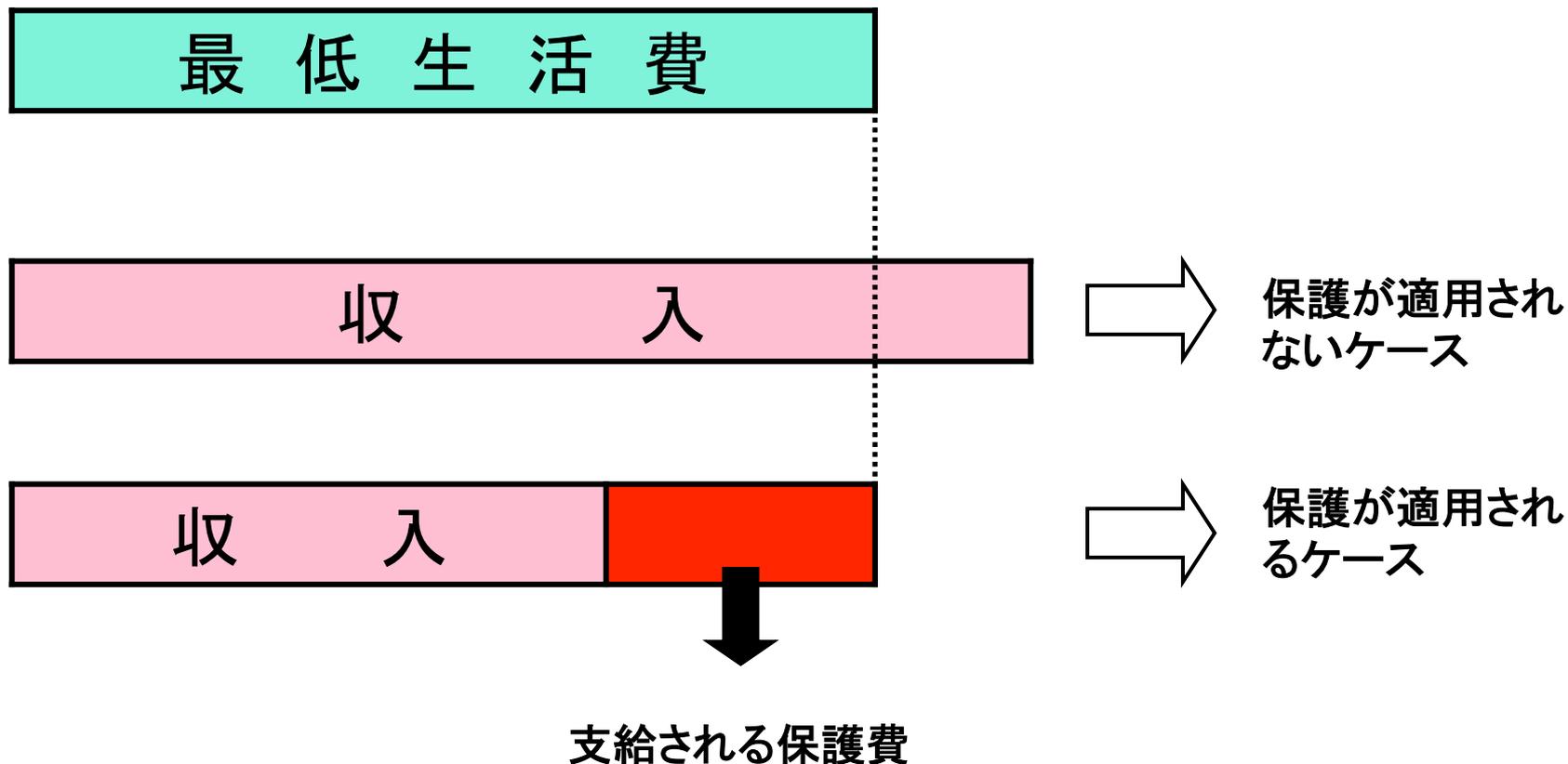
生活保護は、国民に憲法25条（生存権）の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度。

【根拠法】

日本国憲法第25条

生活保護法第1条

保護の要否の判定と支給される保護費



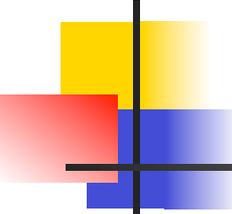
保護の内容

生活扶助	日常生活に必要な費用
住宅扶助	アパート等の家賃
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品費
医療扶助	医療サービスの費用
介護扶助	介護サービスの費用
出産扶助	出産費用
生業扶助	就労に必要な技能の習得等にかかる費用
葬祭扶助	葬祭費用

→ 直接医療機関へ支払

→ 直接介護事業者へ支払

他は
金銭給付
が原則



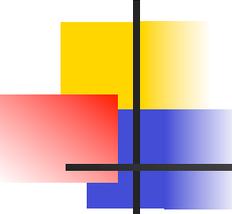
支給される扶助額

各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障している。

扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。

【平成24年度生活扶助基準の例】

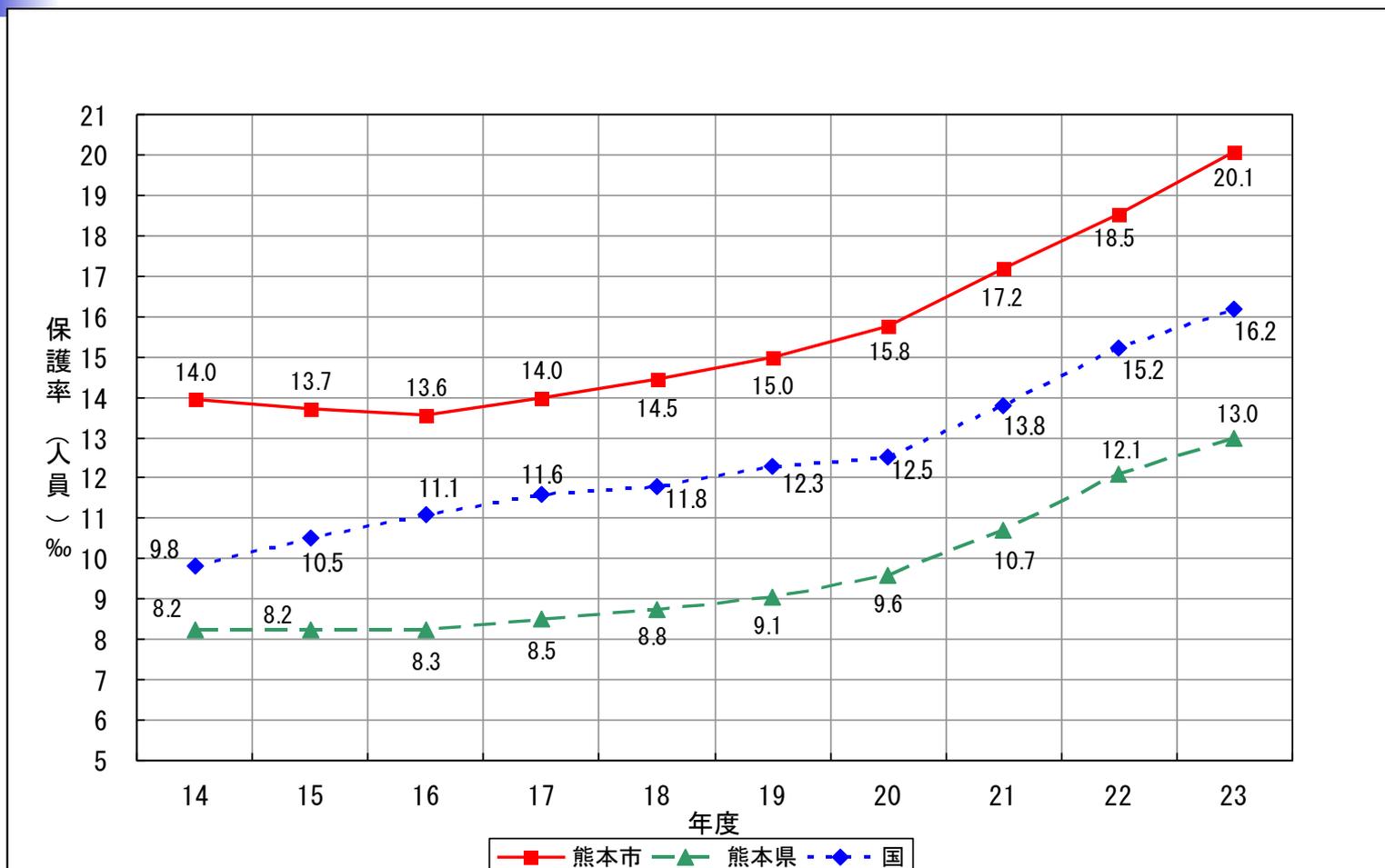
世帯構成	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	172,170円	135,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	192,900円	157,300円



増加の一途をたどる生活保護受給者(熊本市)

年度	世帯数	人員	保護率(‰)
平成19年度	7,444	10,035	15.0
平成20年度	7,842	10,625	15.8
平成21年度	8,591	11,741	17.2
平成22年度	9,814	13,531	18.5
平成23年度	10,694	14,783	20.1

熊本市における保護率の推移



全国的にも・・・

表2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員及び保護率の年次推移(1か月平均)

	平成19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		対前年度	
		割合(%)	増減数	増減率(%)								
被保護実人員	1 543 321	100.0	1 592 620	100.0	1 763 572	100.0	1 952 063	100.0	2 067 244	100.0	115 181	5.9
保護率(人口千対)(%) ²⁾	12.1		12.5		13.8		15.2		16.2			
生活扶助	1 379 945	89.4	1 422 217	89.3	1 586 013	89.9	1 767 315	90.5	1 871 659	90.5	104 344	5.9
医療扶助	1 248 145	80.9	1 281 838	80.5	1 406 456	79.8	1 553 662	79.6	1 657 093	80.2	103 431	6.7
住宅扶助	1 262 158	81.8	1 304 858	81.9	1 459 768	82.8	1 634 773	83.7	1 741 888	84.3	107 115	6.6
介護扶助	184 258	11.9	195 576	12.3	209 735	11.9	228 235	11.7	248 100	12.0	19 865	8.7
その他の扶助 ¹⁾	173 398	11.2	174 801	11.0	192 987	10.9	211 490	10.8	219 090	10.6	7 600	3.6

注:1) 「その他の扶助」は、「教育扶助」「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」の合計である。

2) 保護率は、各年度について1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表の人口推計「各年10月1日現在推計人口(総人口)」で除して算出した。ただし、平成22年度は「平成22年国勢調査人口等基本集計」の総人口で除した。

被保護世帯類型の変化(熊本市)

被保護世帯類型別推移

(年度別月平均)

区分 年度	高齢者 世帯	構成比(%)	指数	傷病・障害者 世帯	構成比(%)	指数	母子 世帯	構成比(%)	指数	その他の 世帯	構成比(%)	指数
	14	3,600	54.0	100.0	2,308	34.6	100.0	440	6.6	100.0	317	4.8
15	3,656	55.1	101.6	2,262	34.1	98.0	410	6.2	93.2	312	4.7	98.4
16	3,725	55.8	103.5	2,252	33.7	97.6	377	5.6	85.7	323	4.8	101.9
17	3,479	50.1	96.6	2,672	38.5	115.8	402	5.8	91.4	395	5.7	124.6
18	3,622	50.4	100.6	2,691	37.4	116.6	411	5.7	93.4	469	6.5	147.9
19	3,741	50.3	103.9	2,754	37.0	119.3	431	5.8	98.0	518	7.0	163.3
20	3,894	49.7	108.2	2,897	36.9	125.5	475	6.1	108.0	576	7.3	181.7
21	4,066	47.3	112.9	3,206	37.3	138.9	535	6.2	121.6	784	9.1	247.3
22	4,346	44.3	120.7	3,784	38.5	164.0	636	6.5	144.5	1,048	10.7	330.6
23	4,562	42.7	126.7	4,202	39.3	182.1	704	6.6	160.0	1,226	11.5	386.8

被保護世帯類型の変化(全国)

表1 世帯類型別被保護世帯数の年次推移(1か月平均)

	平成19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		対前年度	
	世帯数	構成割合(%)	増減数	増減率(%)								
総数	1 105 275	100.0	1 148 766	100.0	1 274 231	100.0	1 410 049	100.0	1 498 375	100.0	88 326	6.3
高齢者世帯	497 665	45.0	523 840	45.6	563 061	44.2	603 540	42.8	636 469	42.5	32 929	5.5
障害者世帯・傷病者世帯	401 088	36.3	407 095	35.4	435 956	34.2	465 540	33.0	488 864	32.6	23 324	5.0
母子世帯	92 910	8.4	93 408	8.1	99 592	7.8	108 794	7.7	113 323	7.6	4 529	4.2
その他の世帯	111 282	10.1	121 570	10.6	171 978	13.5	227 407	16.1	253 740	16.9	26 333	11.6

注:総数には保護停止中の世帯も含む。

……近年、「その他の世帯」の増加が顕著である

現場から見た保護世帯増加の背景

(1) 高齢単身世帯の増加

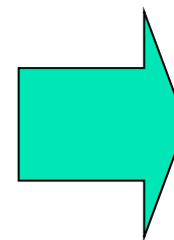
- ① 核家族化の進展
- ② 年金額と保護の問題

(2) 稼働年齢層の問題

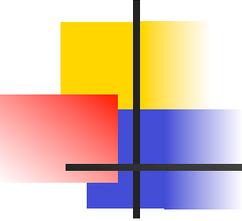
- ① 非正規雇用・雇用保険と保護の問題

(3) 傷病世帯の問題

- ① 健康保険未加入



労働政策
社会保障政策
の課題



(1) 高齢世帯の問題

① 核家族化の進展

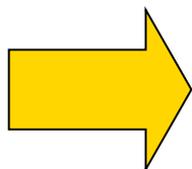
年金と子どもたちからの仕送りで生活していたが、子どもたちが失業して仕送りが出来なくなり、年金だけでは生活できず保護申請。

② 年金額と保護の問題

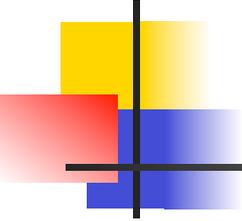
国民年金最高額・・・(年)786,500円 (月)65,541円

借家暮らしだと年金だけでは生活できない。

※ちなみに掛金は(月)15,040円



さらに、年金受給開始年齢引き上げの問題



(2) 稼働年齢層の問題

① 非正規雇用・雇用保険と保護の問題

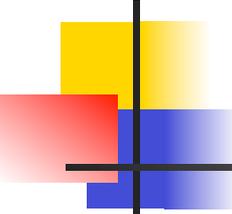
- ・ 非正規雇用・・・低賃金での就労で生活苦
- ・ 雇用保険・・・未加入者が多い

制度自体に問題が多い

※ 雇用保険制度・・・生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業等給付が支給される制度。

※ 失業給付を受給できない失業者の割合

・・・79% (平成24年度)



(2) 稼働年齢層の問題＜具体例＞

- Nさん(58歳)

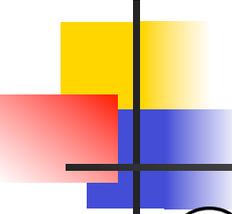
近所のスーパーでパートとして勤務。毎日6時間働き、月々の手取りは7~8万円。

離婚や職場でのストレスで不眠・嘔吐などの体調不良が続いたが、病院の受診は1回のみで、仕事を退職することに。

「自己都合退職」のため、失業手当は3ヶ月後にしか受給できない。

「治療をしながら仕事探しをしたい」という意欲はあるものの、治療費用どころか、家賃・光熱費が支払えず滞納・停止となり、やむを得ず生活保護申請。

熊本では、50歳以上で仕事はほとんど見つからない。



(3) 傷病世帯の問題

① 健康保険未加入

- ・ **健康保険**・・・職場を通じて加入
従業員5人以上の事業所(強制適用事業所)
- ・ **国民健康保険**・・・地域単位で作られており、
各市町村(保険者)が運営

実態

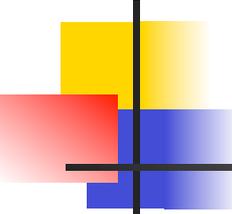
大きな赤字を抱える国民健康保険

赤字 → 保険料の値上げ → 未加入者の増加

問題

健康保険未加入者が疾病で入院した場合、

医療費の支払ができず、いきなり生活保護の可能性大



保護の実施機関

都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所。

福祉事務所とは？

生活保護の業務、保育所入所手続き、障害認定など、福祉に関する公的な事務を実施する。

ほとんどの市と一部の町が設置。設置しない町村は県の福祉事務所が担当する。

生活保護業務の主役は

ケースワーカーである

ケースワーク

- ・生活を維持する上での困難や課題を持った人や家族の問題点を明らかにして、当事者の意向等も勘案し必要な方策を考え、当事者が主体的に生活を維持していけるように支援を行う一連な援助技術のこと。
「個別援助技術」と翻訳される。
- ・生活保護の業務上、生活保護担当職員のことを
ケースワーカーと呼んでいる。

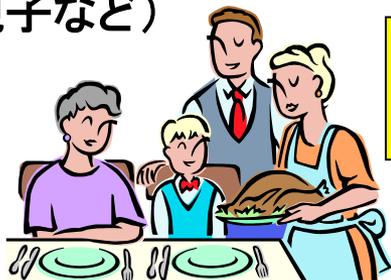
ケースワーカーは、特別な職種ではなく、
一般事務職員がなっています。

ケースワーカーの仕事<具体例>

① 高齢世帯の場合

- ・1人での生活が可能か？
- ・緊急時の連絡先の確保。
- など...

扶養義務者(兄弟・親子など)



援助

生活介助



訪問・見守り

治療



介護ヘルパー



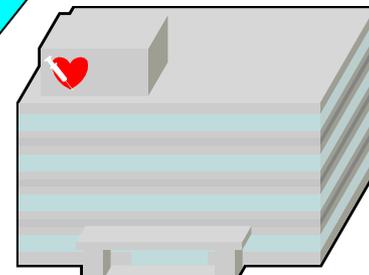
高齢者支援センター



民生委員



保健師

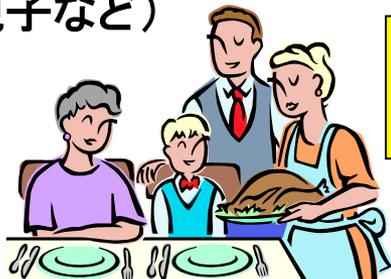


医療機関

ケースワーカーの仕事＜具体例＞

②母子世帯の場合

扶養義務者(兄弟・親子など)



援助



・求職活動・就労状況の確認。

・子どもの通学状況の確認。

など...

就労支援



ハローワークや
就労支援相談員

訪問・
見守り



民生委員

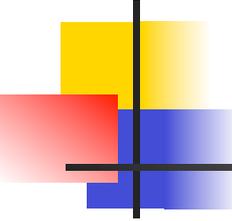


保健師

訪問など

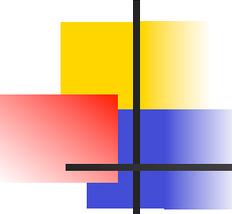


学校



ケースワーカーとは・・・

- ケースワーカーは、被保護者を取り巻く問題点を見つけ、関係機関と連携をとって、解決に導いていきます。
- ケースワーカーは、被保護者に対し、指導・助言を行うだけでなく、生活全般に関わる**コーディネーター**の役割を果たしています。



ケースワーカーの配置基準

社会福祉法第16条に配置基準（標準基準）

- ・県福祉事務所（郡部） : **65**ケースに1人
- ・市福祉事務所（都市部） : **80**ケースに1人

平成11年に社会福祉法改正となる前は、配置基準は**法定基準**であったため、配置基準を満たすことが義務付けられていた。

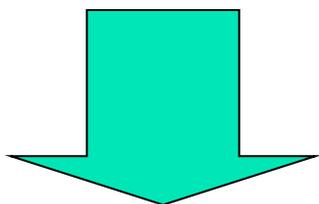
しかし、法改正後、**標準基準**となり、努力目標・目安となったため、行政改革による定数削減や生活保護受給者の増加とあいまって、ケースワーカー1人あたりの持件数は、急激に増加している。

熊本市で働く ケースワーカーの現状

平成24年4月

1人のケースワーカー・・・平均**110**ケース

※基準に対するケースワーカー充足率は全国政令市の
中でワースト2位



平成24年10月 嘱託職員の採用

平成25年1月

1人のケースワーカー・・・平均**99**ケース

それでもケースワーカーは不足している

熊本市が生活保護ケースワーカーの人手不足を補おうと嘱託職員を募集している。20人の採用予定に対し、27日現在の応募者は15人。10月1日の締め切りが迫っており、市は呼び掛けを強めている。嘱託ケースワーカーの採用は初めてで、各区役所の保護課（中央7人、東5人、西3

高齢者世帯の訪問、生活相談

求む/ケースワーカー

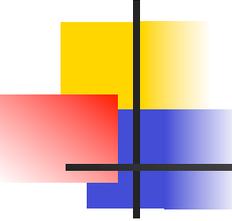
人南2人、北3人）に配属。高齢者世帯を中心に家庭訪問や生活相談を担当する。雇用期間は来年3月までだが、更新できる。週4、5日勤務で給料は月14万7300円。応募できるのは社会福祉主事の任用資格を持つ人。社会福祉士の有資格者のほか、大学や短大、専門学校で行政法

熊本市 嘱託職員を募集

や社会学などの関係科目を三つ以上履修していれば対象になる。「社会福祉系学部を卒業していなくても任用資格を満たす人は多く、問い合わせしてほしい」と市保護管理室。採用予定が埋まらなかつた場合は各区役所で再募集する予定。同室☎096(328)2299。(森紀子)

H24.9.28

熊本日日新聞朝刊



自治労(労働組合)としての取り組み

- (1) 生活保護業務担当職員の基準内配置への取り組み
- (2) 増えつつある生活保護世帯に対応するための予算要求
- (3) 生活保護になる前の段階で、対応する政策・施策への取り組み

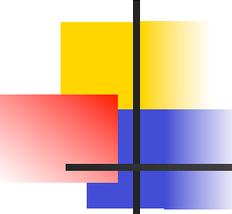
自治労(労働組合)としての取り組み

(1) 生活保護業務担当職員の基準内配置への取り組み

担当するケースが多すぎると、十分なケースワークが出来ない。

→ 厚生労働省、
自治体へ要請・交渉

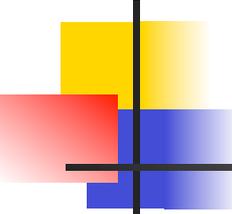




自治労(労働組合)としての取り組み

(2) 増えつつある生活保護世帯に対応するための予算要求

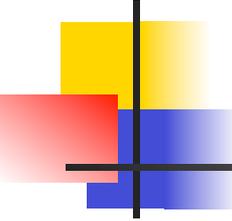
- ・生活保護費は、3/4がケース件数に応じて国から補助され、残り1/4を自治体が負担。
- ・保護世帯の増加で、自治体は当初予算よりかなりの費用が必要となっている。
→ 総務省、厚生労働省へ地方交付税への上乗せを要請



自治労(労働組合)としての取り組み

(3) 生活保護になる前の段階で、対応する 政策・施策への取り組み

- ・雇用保険・年金等、社会保障政策に対し、連合(日本労働組合総連合会)や政党に意見反映
・・・雇用保険制度は大きく改善
- ・「緊急経済対策」の内、生活福祉資金・つなぎ資金(社会福祉協議会が窓口)の改正に対して厚生労働省に要請・・・第2のセーフティネットの強化(法制化の動き)



自治労(労働組合)としての取り組み

現場を持つ

自治労としての責任と役割

・・・現場を持つからこそ

わかることがある